（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法（中深度処分に係る監視測定設備にあつては、その撤去の方法を含む。）

［五～七　略］

八　中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法

九　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料

二　［略］

三　［略］

四　第十七条第一項第一号又は第二項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

3　［略］

別記様式第２（第７条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

［略］

［略］	
整理番号（注１）	廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（注２、注６）
整理番号（注１）	放射性廃棄物を示す標識（注２）
［略］	

［注１～５　略］

注６　廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要でない場合は「該当なし」と記載すること。

備考　［略］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　［同上］

［一～三　同上］

四　廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

［五～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

2　［同上］

［号を加える。］

一　［同上］

二　［同上］

［号を加える。］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

3　［同上］

別記様式第２（第７条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

［同上］

［同上］	
整理番号（注１）	放射性廃棄物を示す標識（注２）
［同上］	

［注１～５　同上］

［加える。］

備考　［同上］